工事費内訳書確認事務処理要領

平成27年４月１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　美　里　町

１　この要領は、美里町が発注する建設工事における工事費内訳書の確認に係る事務処理に必要な事項を定める。

２　対象工事

　　全ての入札参加者の工事費内訳書の確認を行うものとする。

３　工事費内訳書の提出

（１）入札に参加するものには、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を提出させるも

のとする。

（２）上記（１）は、美里町財務規則（平成16年美里町規則第44号）第103条に規定す

る入札の公告及び第109条第２項に規定する通知書に記載するものとする。

（３）上記（２）の記載にあたっては、入札の際に工事費内訳書が未提出の他、入札金額と内訳書の相違や誤記等の不備がある場合は、当該入札者の入札を無効とすることを明記するものとする。

４　工事費内訳書の記載事項

　　工事費内訳書の記載事項は次のとおりとする。

（１）商号又は名称、代表者の職氏名及び代表者印

（２）工事番号、工事名、工事場所

（３）工事費の内訳

５　工事費内訳の記載内容等

　　工事費内訳の記載内容等は、次に掲げるものとする。

（１）設計図書である本工事費内訳書に記載する工事区分、工種、種別、（種目、科目、中科目）に相当する全ての項目に対応するものについて、その金額を記載するものとする。

（２）上記（１）については、特に必要があるときは細別の記載や明細書の提出を求めることができるものとする。

（３）内訳書の様式については任意とするが、別紙様式１に準じたものとする。

６　工事費内訳書の確認方法

（１）内訳書の確認は、落札決定までに入札参加者全員の工事費内訳書の確認を行うものとする。

（２）入札に参加した者から提出された工事費内訳書は、原則として返却しないものとする。

７　工事費内訳書の確認事項

（１）当該工事に係る内訳書であるか（工事番号、工事名、工事場所）

（２）内訳書に記載された提出者名及び押印は正しくされているか

（３）内訳書の工事費合計が入札金額と同額であるか

（４）各項目の金額が他の入札参加者と全く同一でないか

（５）他の入札参加者の様式を入手して使用していないか

８　工事費内訳書の取扱い

（１）工事費内訳書について、未提出や入札金額と内訳書の相違、誤記等の不備がある場合は、美里町競争契約入札心得第８条第10号（その他入札に関する条件に違反した入札）に該当する無効入札として取り扱う。但し、当該不備が軽微な誤記であるときには、注意を行ったうえで無効としないことができるものとする。

（２）工事費内訳書の確認の結果、談合が疑われる場合や記載金額等に疑義がある場合は、必要に応じ、明細書等の提出や事情聴取等の追加調査を実施できるものとする。

　　なお、談合の疑いがあると判断される場合は、別途美里町談合情報処理要領に基づいて対応するものとする。

９　その他

　　建設コンサルタント等業務における業務費（見積）内訳書の確認について、この要領を準用する。

附　則

　この要領は、平成27年４月１日から施行する。